

(様式第1号)

平成29年度第2回 いじめ問題対策審議会 会議録

日 時	平成30年2月19日(月) 13:00~14:45
場 所	芦屋市役所 東館3階 中会議室
出席者	会 長 中村 豊 委 員 西井 克泰 曾我 智史 寺内 嘉一 西野 緑 学校教育部長 北尾 孝文 事務局 俵原 正仁 大石 健二
事務局	学校教育課
会議の公開	■ 一 部 公 開
傍聴者数	0 人

会議次第

- (1) 開 会
- (2) 学校教育部長あいさつ
- (3) 委員紹介および事務局職員紹介
- (4) 説明事項

○芦屋市のいじめ防止基本方針改定について

(事務局)改定原案に対するパブリックコメントと前回の審議会からの変更点について説明。

(曾我委員) 11ページの表現があることで、調査委員会の調査が進みやすくなる。遺族や被害者から厳しい意見をいただいた時に、こういう組織が必要だという一文があることで、対応の仕方が異なってくるので良いと思う。

(中村会長) 11ページの独立した審議会は、条例の審議会である我々5名と重なるのか、それとも場合によっては被害者のご意向に合った、人数的なものも含めて、その都度、あらたな審議会を組織するのか。

(事務局) 形の上では、その都度組織するのですが、実質は、ここにおられるメンバーにお願いをすることと考えています。

(曾我委員) その都度組織するのですか。

(中村会長) 調査委員会という名前であれば、その都度という印象になるが、

(曾我委員) 11ページでは、独立の審議会を組織し、と「審議会」という言

葉を使っているので読みにくいものとなっている。

(中村会長) 11ページの、重大事態の調査を行うための組織を、「教育委員会は、調査を行う機関として独立の調査委員会を組織し、その調査委員会が公平・中立性を旨として調査に当たる。調査委員会による調査開始後は、教育委員会は調査委員会の事務局を務めるものとする。」と読めばよろしいですね。

(事務局) その通りです。

(寺内委員) 精神科医を「学校いじめ対策組織」のメンバーに入れる必要はありませんか。

(事務局) 学校内の組織で、毎週行っている学校もありますので明記してありません。

(西井委員) 先ほどの独立の審議会が調査委員会にあたるというのは、資料2ページによれば再調査を行うときに組織するのが調査委員会となっています。

(中村会長) これによると重大事態の調査は、審議会となっていますね。再調査を行う組織を「再調査委員会」という名称であれば良かったですね。

(事務局) 条例になっていますので、名称を変えらなければ議会の承認が必要です。

(事務局) 条例変更の手続きが必要となります。

(中村会長) やる任務は調査をするのですね。独立して。審議ではなくて。俗に言う「第三者委員会」ですね。

(事務局) そうです。以前は「独立の」という文言がなく、この審議会とは違うことを強調しました。

(中村会長) 強く主張するつもりはないが、誤解を招かないよう、将来的には分かりやすい文言を使うべきですね。

(曾我委員) 条例の文言を使わざるを得ないですね。

(中村会長) 内規、その他は準備されていますか。

運用にあたって、たまたま今いる審議会のメンバーが、そのままスライドして5人だとします。調査をするための委員会の人数ですが、その枠組みは何人になりますか。

(事務局) 今の審議会は7名以内となっていますが、特別な調査を行う審議会には人数制限を設けておりません。そう解釈しています。

(西井委員) 他市では何人ぐらいですか。

(中村会長) 5名ぐらい、中核市や政令指定都市では7名ぐらいです。人数が多くなると日程調整等が大変になっています。少ないとパブリッ

クコメントにもありましたが、被害者の方々の要望の応えることができるか。

今日はそこまで審議する必要がありますか。

(事務局) そこまで想定しておりませんでした。

(中村会長) もし何か起こったときに、被害者側からこの人を入れて欲しいと言われた時に、あと2名しか無理で、残りは教育委員会が用意した5人ですと説明するのは難しいと思います。

(曾我委員) 無制限なのかどうか明確化すべき。

11条には、審議会は7名以内と書かれ、10条には審議会は重大事態を調査審議するとなっている。仮に重大事態が起こった場合、この11条に従って委員は7人以内だと言い切れるのでしょうか。

(中村会長) 特別委員という名称はどう読み取れますか。

(曾我委員) 審議会は7人以内で、2項にある特別委員は審議会とは別で、無制限と読み取っていいのですか。

(事務局) そのように解釈しています。

(曾我委員) 特別委員にも人数制限をした方が良いでしょうね。

(中村会長) 条例にありますので、議会の承認が必要になりますが、ちょっとこのまま放置することは問題があります。

(曾我委員) 芦屋の人口が9万人ぐらいとすると、5人が妥当だと考えます。その上で2名を上限として特別委員を置くことができるとするのが良いと思います。

(事務局) この条例文では、特別委員が上限2名と制限されているとは読み切れないのでしょうか。

(曾我委員) 読み切れないです。特別委員が別に制限なしで設置できるとも読めます。

(中村会長) 12条は、今の審議会のことで、調査のための審議会ということですか。

(事務局) そうです。

(中村会長) 調査のための審議会の会長や委員長の役割は、どうなっていますか。

(事務局) 12条と同じと考えます。

(寺内委員) この審議会で11条を変えることができますか。

(中村会長) 議会の承認が必要なので、この場では無理ですが、気になったところを意見して事務局で整理して議会に諮るのか判断してもらうことになります。

11条を中心に10条, 12条あたりを変えていくか, 内規を作るのか事務局に判断を委ねます。

○本市におけるいじめの状況について（非公開）

（5）協議事項

○いじめアンケートについて（非公開）

○新学期に向けて（非公開）

（6）事務連絡

（7）閉 会